

日出町景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日出町景観条例（令和6年日出町条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第9条第1項の規定による協議は、景観計画区域内行為事前協議書（様式第1号）により申し出なければならない。

(行為の届出)

第3条 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書（様式第2号）により行うものとする。

2 前項の届出は、次に掲げる図書を添えて行うものとする。

- (1) 建築物又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の敷地内におけるそれらの位置を表示する配置平面図で縮尺250分の1以上のもの
- (2) 建築物又は工作物の彩色が施された立面図で縮尺150分の1以上のもの
- (3) 建築物又は工作物の外部仕上げ表
- (4) 景観計画に定められた景観形成基準に対し配慮した事項を示す図書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書

(行為の変更の届出)

第4条 法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内行為変更届出書（様式第3号）に前条第2項各号に掲げる図書（当該変更に係るものに限る。）を添えて行うものとする。

(行為の完了等の届出)

第5条 条例第14条の規定による完了又は中止の届出は、景観計画区域内行為完了（中止）届出書（様式第4号）に現況写真その他町長が必要と認める図書を添えて行うものとする。

(勧告)

第6条 法第16条第3項に規定する勧告は、景観計画区域内行為勧告書(様式第5号)により行うものとする。

(命令)

第7条 法第17条第1項又は第5項に規定する命令は、景観計画区域内行為命令書(様式第6号)により行うものとする。

(公表)

第8条 条例第17条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について公表する。

- (1) 勧告を受けた者の住所(所在地)及び氏名(名称)
- (2) 勧告を受けた行為
- (3) 勧告の内容
- (4) 勧告に従わなかった事実

2 条例第17条第2項の規定による通知は、景観計画区域内行為公表予定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(身分証明書)

第9条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第8号)とする。

(指定しない旨の通知)

第10条 法第20条第3項及び法第29条第3項の規定による通知は、景観重要建造物等指定の提案に係る結果通知書(様式第9号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定等)

第11条 法第21条第1項及び法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定通知書(様式第10号)により行うものとする。

2 法第21条第2項の規定により設置する標識は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物又は景観重要樹木の名称

(2) 指定番号及び指定年月日

(3) その他町長が必要と認める事項

3 前項の標識は、良好な景観を妨げない仕様とし、道路その他の公共の場から見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物等の現状変更の許可)

第12条 法第22条第1項本文又は法第31条第1項本文の規定による許可の申請は、景観重要建造物等現状変更許可申請書(様式第11号)により行うものとする。

2 町長は、法第22条第1項本文又は法第31条第1項本文の規定による許可の申請があったときは、その内容を審査の上、現状変更の適否を決定し、景観重要建造物等現状変更許可(不許可)通知書(様式第12号)により当該申請を行った者に通知するものとする。

(景観重要建造物等の原状回復等の命令)

第13条 法第23条第1項(法第32条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令は、景観重要建造物等の原状回復等命令書(様式第13号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の管理に関する命令又は勧告)

第14条 法第26条又は法第34条の規定による命令は、景観重要建造物等の管理に関する命令書(様式第14号)により行うものとする。

2 法第26条又は法第34条の規定による勧告は、景観重要建造物等の管理に関する勧告書(様式第15号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の解除の通知)

第15条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項及び法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定解除通知書(様式第16号)により行うものとする。

(景観重要建造物等管理協定の認可の申請等)

第16条 法第36条第3項(法第40条において準用する場合を含む。)の認可を受けようとする者は、景観重要建造物等管理協定認可(認可変更)申

請書（様式第17号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、認可の適否を決定し、景観重要建造物等管理協定認可（変更認可）決定等通知書（様式第18号）により申請者に通知するものとする。

（景観重要建造物等の所有者の変更の届出）

第17条 法第43条の規定による所有者の変更の届出は、景観重要建造物等所有者変更届出書（様式第19号）により行うものとする。

（日出町景観審議会）

第18条 日出町景観審議会（以下「審議会」という。）の委員は、6名以上12名以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

（1）学識経験のある者 3名以内

（2）町の住民 3名以内

（3）地域振興や次に掲げる対象分野に関して高い識見を有する者 6名以内

ア 商工業

イ 観光

ウ 建築

エ 漁業

オ 農業

カ 文化財

- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。

（審議会の会長及び副会長）

第19条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議は、会長が招集しその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第22条 審議会の庶務は、都市建設課において処理する。(景観まちづくり団体)

第23条 条例第28条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 事務所の所在地

(4) 活動の内容

(5) 活動地区

(6) 構成員に関する事項

(7) 役員の定数、任期及び職務に関する事項

(8) 会議に関する事項

(9) 会費及び会計に関する事項

(景観まちづくり団体の認定申請)

第24条 条例第28条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類を提出して行うものとする。

(1) 景観まちづくり団体認定申請書(様式第20号)

(2) 団体の規約

(3) 団体の活動地区を示す図面

(4) 団体の構成員及び役員の氏名及び住所を記載した書類

(5) その他町長が必要と認めるもの

(景観まちづくり団体の認定の通知)

第25条 町長は、前条に規定する申請があった場合において、景観まちづくり団体の認定をしたときは、景観まちづくり団体認定通知書(様式第21号)により、申請者に通知し、否認定としたときは、景観まちづくり団体否認定通知書(様式第22号)により、申請者に通知するものとする。

(景観まちづくり団体の変更の届出)

第26条 景観まちづくり団体の代表者は、当該団体の規約、代表者に変更があったときは、景観まちづくり団体変更届出書(様式第23号)により町長に届け出なければならない。

(景観まちづくり団体の認定の取消)

第27条 町長は、条例第28条第2項の規定により景観まちづくり団体の認定を取り消したときは、景観まちづくり団体認定取消通知書(様式第24号)により、速やかにその団体の代表者に通知するものとする。

(助成金の交付基準)

第28条 条例第30条の規定による助成金の交付基準は、別表に掲げるものとする。

2 交付基準限度額は、建物については15年以内、その他の工作物については10年以内に重複して助成金を交付する場合の限度額とする。

(助成金の交付申請)

第29条 条例第30条の規定により助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、景観形成助成金交付申請書(様式第25号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 見積書
- (3) 位置図
- (4) 平面図
- (5) 現況写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定は、届け出た内容を変更しようとする場合について準用する。
(助成金交付の決定)

第30条 町長は、前条の規定による助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認められるときは、景観形成助成金交付決定通知書(様式第26号)により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は助言、指導又は勧告等の条件を付することができる。

2 申請書の内容が適当であると認められないときは、景観形成助成金不交付決定通知書(様式第27号)により申請者に通知するものとする。
(助成金交付決定の取消し)

第31条 町長は、申請者が助成金の交付に関して付された条件に違反したと認められるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。
(助成金交付の請求)

第32条 申請者は、助成金の交付にかかる行為が終了後、速やかに景観形成助成金交付請求書(様式第28号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 完成写真
- (2) 支払を証する書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

別表(第29条関係)

対象行為	助成率	限度額
建築物等の新築、増築、改築移転の工事のうち外観に係わる工事	2分の1	200万円
大規模模様替又は過半にわたる色彩の変更工事のうち外観に係わる工事	2分の1	100万円

門及び塀又は工作物の新設、増築、改築の工事	2分の1	100万円
建築工事に際しての公開空地（公共に3メートル以上面した10平方メートル以上の敷地）の緑化、ストリートファニチャー等の整備工事	2分の1	50万円
日出城址周辺景観に調和しない建築物等の撤去に係わる工事	2分の1	50万円
日出城址周辺景観保全上、特に配慮を要する建築物等の緊急な整備を要する工事	2分の1 以上	
備考		
<p>1 上記の対象行為は、町道から確認できる部分を含む工事とする。</p> <p>2 ストリートファニチャーとは、道路上に置かれている備品の総称をいい、街灯、案内、彫刻、噴水、ベンチ、電話ボックス、バス停など歩行者に快適さを提供するための設備をいう。</p>		